

博物館のウェブサイトによる情報提供の現状と展望 ～埼玉県内市町村立博物館を中心に～



和光市教育委員会

なかおか
中岡 たかひろ
貴裕

1 はじめに

我々を取り巻くインターネット環境とその利便性については筆者が改めて語るまでもないだろう。パソコンをはじめ、進化を続ける携帯電話・スマートフォン・タブレット型端末等のハンディなインターネット環境も身近となった現代社会において、インターネットの利用は今や「あって当たり前」となりつつあるのが現状である¹。無論、インターネットを利用できるものと利用できないものの情報格差が存在することは事実であるが、手軽さとその発信力のみに限ってみれば、もはやインターネットによる情報発信自体が衰退していく未来像を想像することはかえって難しい。

本稿は自治体の中でも専門的な情報を多量に有する博物館に焦点をあて、特に埼玉県内市町村立博物館におけるウェブサイトによる情報提供の現状を概観し、今後の展望について一考察するものである。なお、本分野については既に先学による研究の蓄積が多数あるため屋上に屋を重ねるようではあるが、現状を再認識するための一助となれば幸いである。

2 博物館とインターネット

平成23年度に文部科学省により「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月30日文部科学省告示第165号）が告示されているが、その中の第四条及び第九条には次のように記されている。

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準

の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

（中略）

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする²。

このように、同基準においてはインターネット等による情報提供の推進が求められていることがわかる。この告示以前の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年6月6日文部科学省告示第113号）の段階で、既に「事業の内容、資料等についてインターネットその他の高度情報通信ネッ

トワークの活用等の方法により、情報の提供を行うこと。」という条文があるが³、より具体的な表現になったと言えよう。こうした背景には言うまでもなくインターネットの普及がある。総務省による「通信利用動向調査」によれば、平成25年の段階で我が国のインターネット利用者数は1億44万人に達し、その人口普及率は82.8%に及ぶという⁴。平成13年からの推移をみれば、その割合は年々右肩上がりとなっていることは明白である。(図1)。

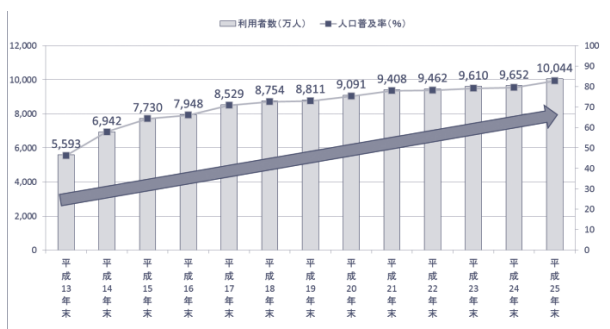


図1 インターネット利用者数と人口普及率の推移 (個人)
総務省「平成25年度通信利用動向調査」を元に作成

では具体的に博物館においてはどのように情報提供が行われているのだろうか。次項で概観してみよう。

3 埼玉県及び周辺自治体の博物館におけるインターネットによる情報提供の現状

表1は文部科学省による「社会教育調査」の結果を基に、博物館及び博物館類似施設における情報提供の方法として「情報システムネットワーク」を利用する状況について、平成16年度間、19年度間、22年度間における全国の状況と埼玉県の状況、そして近隣都県である東京都、千葉県、神奈川県の場合及びその推移をまとめたものである⁵。表1の「うちデジタルアーカイブ有」における「デジタルアーカイブ」とは、社会教育調査の手引きによれば「インターネットを通じ、博物館が所蔵する資料等の目録情報の検索と資料原本のデジタル画像が閲覧できる情報提供サービス」と規定されている⁶。なお、

この表では設立者による区別（都道府県立・市町村立・私立等）はしていない。

		H16年度間	H19年度間	H22年度間	推移
博物館及び博物館類似施設数					
全国	博物館	1,196	1,240	1,243	
	博物館類似施設	4,418	4,436	4,310	
	博物館	26	23	25	
埼玉県	博物館類似施設	94	100	100	
	博物館	102	105	110	
	博物館類似施設	188	206	196	
東京都	博物館	42	40	39	
	博物館類似施設	75	80	76	
	博物館	49	53	49	
千葉県	博物館類似施設	122	124	119	
	博物館				
	博物館類似施設				
うち情報システムネットワークによる情報提供実施館の割合					
全国	博物館	82.6%	85.2%	91.3%	
	博物館類似施設	52.6%	59.6%	66.8%	
	博物館	92.3%	91.3%	100.0%	
埼玉県	博物館類似施設	58.5%	66.0%	78.0%	
	博物館	86.3%	90.5%	92.7%	
	博物館類似施設	76.1%	77.2%	82.1%	
東京都	博物館	81.0%	92.5%	92.3%	
	博物館類似施設	64.0%	72.5%	73.7%	
	博物館	83.7%	84.9%	100.0%	
千葉県	博物館類似施設	73.8%	73.4%	79.8%	
	博物館				
	博物館類似施設				
うち施設独自のホームページ「有」の割合					
全国	博物館	74.0%	77.9%	83.2%	
	博物館類似施設	35.6%	40.4%	45.5%	
	博物館	76.9%	87.0%	88.0%	
埼玉県	博物館類似施設	37.2%	43.0%	48.0%	
	博物館	81.4%	83.8%	86.4%	
	博物館類似施設	60.1%	66.0%	67.3%	
東京都	博物館	76.2%	82.5%	87.2%	
	博物館類似施設	41.3%	48.8%	47.4%	
	博物館	75.5%	81.1%	81.6%	
千葉県	博物館類似施設	60.7%	64.5%	68.1%	
	博物館				
	博物館類似施設				
うちデジタルアーカイブ「有」の割合					
全国	博物館	13.6%	14.4%	17.9%	
	博物館類似施設	3.9%	3.9%	4.8%	
	博物館	23.1%	21.7%	24.0%	
埼玉県	博物館類似施設	2.1%	5.0%	6.0%	
	博物館	14.7%	14.3%	20.9%	
	博物館類似施設	9.0%	11.7%	14.8%	
東京都	博物館	23.8%	22.5%	28.2%	
	博物館類似施設	2.7%	2.5%	3.9%	
	博物館	12.2%	18.9%	20.4%	
千葉県	博物館類似施設	5.7%	6.5%	10.1%	
	博物館				
	博物館類似施設				

表1 博物館及び博物館類似施設における情報

システムネットワークによる情報提供実施館数

(平成17年度、平成20年度、平成23年度社会教育調査(統計表)を元に作成)⁷

表1からわかるとおり、平成16年から平成22年にかけて、全国的にも埼玉県及び周辺自治体においてもインターネットを利用した情報提供実施館はおおむね増加の傾向を示している。特に平成22年の段階において、埼玉県内にある博物館法に基づく博物館では25館の全てがインターネットによる情報提供を実施していることは評価できよう。しかし、同じ埼玉県でも博物館類似施設においては独自ホームページを有する館が半数以下にとどまる点や、「デジタルアーカイブ有」と回答した博物館及び博物館類似施設の割合が、平成22年の段階で博物館が24.0%、博物館類似施設では6.0%である点は、この分野に関する今後の課題と認識できる。特に博物館法に規定された博物館に比べ、どうしても規模が

小さくなりがちな博物館類似施設においてはインターネットの活用でそこまで手が回っていない状況が想像される。これらの数値を参考にしつつ、次は埼玉県内市町村立博物館の現状についてもう少し具体的に概観しよう。

4 埼玉県内市町村立博物館におけるウェブサイトによる情報提供の現状

埼玉県内の博物館施設数は文部科学省による「社会教育調査」、埼玉県博物館連絡協議会の加盟館数、日本博物館協会加盟館数等により異なるが、ここでは本誌の性格を鑑み、「埼玉県社会教育統計資料」において「公立社会教育施設等」の中の「博物館施設」として把握されている市町村立博物館（87館）を検討の対象とする⁸。

表2は上記の埼玉県内における市町村立博物館（87館）について、ウェブサイトによる情報提供の状況を調べ、その中身について比較したものである。ここでは本間浩一氏の調査方法を参考に、利用者の目線に立ち、あえてインターネット検索エンジン（google 及びYahoo！を利用）によって各館の情報を検索して調査した⁹。調査期間は平成26年8月1日から9月30日である。筆者の見落とし、誤認等がある可能性があるが、その点についてはどうかご容赦願いたい。なお、本稿は各博物館の現状を「評価」することを目的としているわけではないが、データの裏付けとするためあえて館名を含めて提示することとした。言うまでもないが、ここで提示しているのはあくまでインターネット上で獲得できる情報という博物館事業のごく一部に関するものであり、本来館が行っている展示や調査研究等各種業務及び内容に関して言及するものではなく、ましてや評価するものではないことをお断りしておく。

①独立性

独立性については(1)博物館のドメインが自治体のメインページと異なる場合、(2)自治体のメインページとフレームが異なる場合¹⁰、(3)収蔵資料データ

ベースを有する場合の3つのいずれかに該当するものを「独立性あり」と判断した。結果、博物館のウェブサイトが自治体のウェブサイトから独立性を持って開設されている割合は40.2%であった。

②施設等概要情報

施設等概要とは、開館時間やアクセス、連絡先等を指すものとする。ウェブサイトで各館の施設等概要情報を掲載している割合は100%であった。これはウェブサイトを持っていれば当然の結果といえよう。

③収蔵資料情報

ここでは常設展示の紹介ページとしてではなく、収蔵資料そのものの紹介に焦点をあてているものを対象とした。具体的には、(1)収蔵資料を1点以上解説・紹介しているものと、(2)収蔵資料をデータベースとして公開しているものである。(1)は12館（全体の13.8%）を数え、(2)は7館（全体の8%）であった。資料のウェブサイト上の公開については、まだ発展途上であることがうかがえる。

④企画展等情報

企画展・特別展の情報について、開催中又は直近の情報を掲載しているのは37館（全体の42.5%）で、過去の企画展・特別展情報を掲載しているのは28館（全体の32.2%）であった。掲載していない中には、そもそも企画展や特別展を実施していない館が含まれるものと思われる。

⑤動画による情報

動画を利用しているのは3館（全体の3.4%）と少数であった。なお、この数の中には観光部署や生涯学習部署による動画公開は含めていないため、自治体の文化財等情報についてはこの数字以上に動画利用がされているものと思われる。動画の中身は無形民俗文化財の紹介等であった。

⑥刊行物等のダウンロード

刊行物は、チラシ・解説シート、図録、紀要（博物館発行に限る）、各種報告書類（調査報告書、年報等）の4分類について確認した。結果、それぞれ

表2 埼玉県内市町村立博物館におけるウェブサイトの現状(平成26年8月～9月調べ)

[illegible]

ダウンロードが可能なチラシ・解説シートは32館(36.8%)、図録は3館(3.4%)、紀要は0館、各種報告書類は7館(8.0%)であった。図録がダウンロードできない点については、資料所有者との調整等が影響している可能性がある。これら以外には、ペーパークラフトをダウンロードできる館等が確認された。最も多様な資料を公開しているのは熊谷市立江南文化財センターが運営する熊谷デジタルミュージアムで、埋蔵文化財発掘調査報告書をはじめ、様々な資料をWeb上に公開している。

これまで見てきたように、埼玉県内における博物館の情報提供には情報量に関して館ごとの格差が存在する。先に表1でも見たように、平成16年から直近の社会教育調査まで、博物館におけるデジタルアーカイブを有する館の割合が微増にとどまる点を考えても、内容の充実した情報提供を行うことは決して簡単ではないものといえるだろう。

こうした状況は館の予算規模や職員数等が影響しているものと考えられるが、今一つ博物館ならではの理由があると推測する。それは、博物館の情報提供には文化財や歴史等に関する専門的な情報の提供が求められているため、不確かな情報を安易に提供することができないという点である。そもそも博物館の収集した資料は「整理、分類され、登録されて後、初めて博物館資料として収蔵され、活用されることになる。」のであって、「この一連の手続きと作業を経た後に、初めて博物館資料となると言っても良い」ものである¹¹。近年ではデータベース化自体は表計算ソフト等がPCに標準搭載されているため、過去に比べると資料目録の作成は容易となっている。しかし、資料の受け入れから個体識別番号の付与、分類、登録といった諸作業は、おそらく一般に想像される以上に手間と時間がかかる。これらを一元的に管理できるシステムも開発されているが、予算規模の小さな館ではこうしたシステムを導入することは極めて困難であろう。システム面に関して言えば、文化庁により運営される「文化遺産オンライン」に

はデータベース機能が備えられており、博物館はそこに情報を登録することでデータベースとして利用することは可能である。しかし、平成26年9月25日現在で登録館数は951館にとどまっており、平成23年10月の段階で把握されている博物館及び博物館類似施設数5,747館の中で利用している館の割合は16.5%程度であることを考えると、やはり現場ではシステム以前の段階で課題が大きいものと推測される¹²。資料の整理・分類は当然それぞれの館で行わなくてはならない。そのための人員確保やそれに伴う予算措置は避けることのできないという認識は博物館関係者のみならず広く共有されるべきものである。

5 まとめにかえて

博物館は展示施設のスペース等の限界から、全ての収蔵資料を公開することは難しいものと思われる。そのために代替機能としてウェブサイト上での情報発信は有意義なものであって、日の目を見ることの少ない資料をWeb上で公開することによって、活用の可能性が大きく広がるものといえよう。

しかし、これまで見てきたとおり、これらを実施することは簡単ではない。かつて梅棹忠夫氏は対談の中で「博物館は〈ものを〉あつかうのか、〈もので〉かたるのか」という問いに対し、〈ものを〉ということになったら、博物館はまさにただ保管のための蔵になってしまう。(中略)必要なことは〈もので〉情報を伝えるということです。」と述べているが¹³、沈黙の資料に「語らせる」ことは学芸員や文化財保護担当者の使命であり腕の見せ所といってよいだろう。そのためには資料の収集・保管、調査・研究は欠かせない。このような地道な積み重ねの上で、インターネットを活用することが求められている。どんなにデジタル技術が進化しようとも、この前提だけは崩すことはできないだろう。近年では博物館施設を有さずWeb上のみで展開する「デジタルミュージアム」等を名乗る事例もあるが¹⁴、これらについ

でも同様である。

以上、埼玉県内市町村立博物館を中心にウェブサイトを利用した情報提供の状況をまとめてきた。情報関連分野はまさしく日進月歩の世界であり、今後の変化についての予測が到底追い付かないのは筆者だけではあるまい。これまで以上に情報発信が求められていくのは間違いないものの、学芸員らによる地道な調査研究・資料整理等がその基盤となることは不変である。また、矢島國雄氏が「バーチャル化の進展は、多くの人々に、これまで以上に、具体的なモノへの信仰を強化させる方向に向かわせるのではなかろうか。」と述べているが¹⁵、ウェブサイトによる情報提供が進めば進むほど、その裏付けとしての「実物資料」を閲覧する機会を保障することが必要になるものと思われる。当然これらを担当する

職員の負担は覚悟しておく必要があるのもあって、その覚悟の元に相応の体制を整え、積極的に情報発信をすることが肝要である。

なお、本稿では紙幅の関係から言及できなかったが、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の利用者数が増加するに伴い、博物館でSNSを利用している事例は既に増加しており、今後館と利用者の双方向の発信力を活かすツールとしてより一層注目されるものと思われる¹⁶。これについては別に考える機会を持ちたいと思う。

最後となってしまったが、各館の日頃の活動には改めて敬意を表したい。加えて今後の博物館の益々の発展を祈念し、冗漫で至らぬ本稿の筆を擱くこととする。

脚注

- 1 「平成25年通信利用動向調査」によれば、平成25年通信機器の世帯保有状況は携帯電話（PHS含む）が94.8%、パソコンが81.7%、スマートフォンが62.6%、タブレット型端末が21.9%となっている（総務省ホームページ）。
- 2 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）（文部科学省ホームページ）
- 3 「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年6月6日文部科学省告示第113号）第6条（文部科学省ホームページ）
- 4 「平成25年通信利用動向調査」（前掲）
- 5 社会教育調査上の「博物館」と「博物館類似施設」の違いは、博物館が「博物館法第2条に規定する博物館」であるのに対し、博物館類似施設は「博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設」とされている（文部科学省ホームページ「社会教育調査 用語の解説」より）
- 6 「平成23年度社会教育調査の手引」（文部科学省ホームページ）
- 7 「割合」は、項目毎にそれぞれの属する区分（全国・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県）施設数との割合を示している。
- 8 「平成25年度埼玉県社会教育統計資料」（埼玉県ホームページ）
- 9 本間浩一「公立博物館のウェブサイトの現状と課題 ―一般市民からの視点による分析と、価値向上のための施策の提案―」『博物館学雑誌』第35巻第1号 博物館学会 2009年
- 10 ふじみ野市、八潮市がこれに当たると判断した。※脱稿後、ふじみ野市HPリニューアルに伴いふじみ野市各館は市HPの一部に掲載されることとなった。しかし、本稿では筆者調査期間中の状況を掲載することとした。
- 11 倉田公裕・矢島國雄『新編博物館学』東京堂出版 1997年 p164
- 12 文化遺産オンライン <http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>（平成26年9月25日現在）、文部科学省ホームページ
- 13 中川成夫・梅棹忠夫「博物館学の基礎課程」『博物館と情報（中公新書）』中央公論社1983年p69～88（初出：『月刊みんぱく』1980年2月号）
- 14 館を有さないものでは「和光市デジタルミュージアム」、市域に館（施設）はあるが、Web上での博物館を名乗るものとして「加須デジタル博物館」、「熊谷デジタルミュージアム」等がある。
- 15 矢島國雄「博物館とメディア」『MUSEUM STUDY12 2000年度明治大学学芸員養成課程紀要』明治大学学芸員養成課程 2001年 p25

- 16 公益財団法人日本博物館協会『博物館研究』Vol.48 No.9通巻543号2013年で博物館におけるSNSの有効利用について特集が組まれている。

参考文献（脚注で紹介したものを除く）

- ◎全国大学博物館学講座協議会西日本部会『新しい博物館学』（株芙蓉書房出版 2008年
- ◎全日本博物館学会『博物館学事典』雄山閣 2011年
- ◎総務省『知のデジタルアーカイブ -社会の知識インフラの拡充に向けて-』2012年
- ◎デジタルアーカイブ推進協議会『デジタルアーカイブ白書2005』2005年
- ◎戸田孝「博物館のインターネット発信における「情報格差」-滋賀県内を例として-」『博物館研究』Vol.36 No.2通巻393号
財団法人日本博物館協会 2001
- ◎日本教育メディア学会『博物館情報・メディア論』ぎょうせい 2013年
- ◎真家和生・小川義和・熊野正也・吉田優『大学生のための博物館学芸員入門』技報堂出版 2014年
- ◎森朋久「博物館資料の分類と情報メディア -XML文書の活用-」『MUSEUM STUDY24 2012年度明治大学学芸員養成課程紀要』明治大学学芸員養成課程 2013年